

八王子市特定商業施設の出店に伴う
生活環境保全に関する要綱の手引き

平成20年5月1日

八王子市産業振興部産業政策課

はじめに

大規模な商業施設の出店に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物処理等によって、周辺地域の生活環境へ及ぼす影響が問題となっています。

八王子市では、一定規模以上の商業施設（以下「特定商業施設」といいます。）の出店や深夜営業等に関し、周辺地域の生活環境を良好に保つために「八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱」を制定しています。

この要綱では、特定商業施設を出店する場合には、出店についての十分な調査・予測を行ったうえでの計画を事前に届け出ていただくとともに、近隣住民に対する説明会の開催や掲示の実施等を行っていただくなど、**生活環境の保全に関する紛争を未然に防止する手続き**を重視しています。

この届出の制度を通して、事業者及び市民の皆さんとともによりよい街づくりを進めていきたいと考えていますので、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

<目 次>

1. 届出の対象	1
2. 手続きの流れ	2
3. 事前相談	3
4. 新設の手続き	3
1 新設の届出	3
2 出店計画のお知らせ掲示、説明会の開催及び報告	5
3 近隣住民との協議及び報告	6
4 協定の締結	6
5 市との協議	7
5. 変更の手続き	8
6. 届出等に係る市の指導	9
7. 閲覧	9
<八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱>	10~14

◎お問い合わせ及び届出先

八王子市産業振興部産業政策課（本庁舎5階）

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

TEL 042 (620) 7379 (直通) FAX 042 (627) 5951

E-Mail b091100@city.hachioji.tokyo.jp

特定商業施設の出店予定者又は出店している人は、店舗の設置及び運営にあたり、特に下記の点を遵守するよう努めてください。

1. 地域のまちづくりとの調和
2. 周辺地域の生活環境に与える影響についての事前評価
3. 周辺地域の生活環境を良好に保持し、地域への貢献
よろしくをお願いします。

